【尾道市】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
空き家再生促進事業	限度額：30万円 補助率：2/3	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付。	まちづくり推進課 0848-38-9223
空家等改修支援事業	度額：30万円 補助率：2/3	尾道市が設置する空き家バンクに登録している空家等の改修にかかる経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付する。	まちづくり推進課 0848-38-9347
空き家家財道具等処分支援事業	限度額：10万円 補助率：1/2	尾道市が設置する空き家バンクに登録された空き家の家財道具等の処分や清掃等に要する費用の2分の1（最大10万円）の補助金を交付する。	まちづくり推進課 0848-38-9347
子育て世帯等中古住宅取得支援事業	限度額：子育て・若年夫婦（市内）30万円 子育て・若年夫婦（移住）50万円 近居等の場合加算10万円 補助率：1/2	中学生以下を扶養し同居している子育て世帯又は若年夫婦世帯（夫婦の年齢を合計して80歳以下）に対し、中古住宅の購入費用にかかる費用又は購入、相続、贈与等により取得した中古住宅の改修費用の2分の1（最大30~60万円、世帯区分により変動あり）を補助する。ただし、尾道市に5年以上定住すること。	まちづくり推進課 0848-38-9347
木造住宅耐震診断費補助事業	限度額：2万 補助率：2/3	戸建木造住宅等に対し，耐震診断に係る費用の一部を助成する。	建築課 0848-38-9245
木造住宅耐震改修費補助事業	限度額：30万 補助率：23%	戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事に係る費用の一部を助成する。	建築課 0848-38-9245
木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業	限度額：12.5万 補助率：1/2	戸建木造住宅等に対し、耐震シェルター等設置工事に係る費用の一部を助成する。	建築課 0848-38-9245